三重県社会福祉法人等指導監査実施要綱

　（目　　的）

第１条 この要綱は、社会福祉法（以下「法」という。）第56条第１項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）が関係法令、通知に基づく法人運営及び事業経営が行われているかについて知事が指導監査を行い、その結果、必要な指導、助言を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

（実施計画）

第２条 前条の目的を達成するため、国の指導監査実施要綱に基づくとともに、前年度の監査結果等を勘案して、毎年度指導監査の実施計画を策定する。

２ 実施計画には次の事項を定める

(１)　指導監査の実施方針

(２)　指導監査の実施時期（日程）

(３)　指導監査の実施種別

（指導監査の対象及び区分）

第３条 指導監査は、別表に掲げる社会福祉法人等を対象として実施する。

　２　指導監査は、法定受託事務である法人監査と、自治事務である施設監査（生活保護施設を除く）に区分して実施する。

（監査種別）

第４条 指導監査は一般監査と特別監査とする。

(１) 一般監査のうち、法人指導監査については実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を３箇年に１回とする。

ア 法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。

イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

(２)(１)にかかわらず、(１)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、知事が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長する。

ア　法第36条第２項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法

人において、法第45条の19第１項及び社会福祉法施行規則第２条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 ５箇年に１回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計

監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 ５箇年に１回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 ４箇年に１回

　　(３)　新設法人の場合は、設立年度又は次年度の早期に指導監査を実施する。

(４) 一般監査のうち、法人指導監査については、さらに上記(１)のア、イに関して問題が認められない法人のうち(２)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると知事が判断するときにおいては、一般監査を４箇年に１回とする。

ア　福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ、福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して知事が認めるものに限る。なお、ＩＳＯ９００１の認証取得施設を有する法人についても、これと同様とする。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成施設の研修生

　の受け入れ又は介護相談員の受け入れに加え、ボランティアの受け入れや地域交流が積極的に行われていること。）

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

(５)　一般監査のうち、集合指導監査は、概ね良好な法人運営及び事業運営がなされていると認められる法人について、実地による指導監査に代えて、一定の場所に集めて書面、帳簿等を持参させて行う。

(６)　一般監査のうち、施設指導監査については実地に行うものとし、以下の種別に従い行うものとする。

　 なお、社会福祉法人が運営する施設にあっては、できる限り法人指導監査の実施に合わせるものとする。

ア　生活保護施設については、年１回実地指導監査を行うこととするが、前年度における実地指導監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると知事が判断した場合においては、２箇年に１回とする。

　　　イ　児童福祉施設（私立の特定教育・保育施設等を除く）については、第１種社会福祉事業として規定されている事業を行う施設のうち児童養護施設については、原則、年１回実地指導監査を行うこととするが、それ以外の施設については、前年度における実地指導監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる場合においては、事業者を集めて監査することができる。

　　　ウ　児童福祉施設（私立の特定教育・保育施設等）については、原則、年１回実地指導監査を行うものとするが、過去の監査結果において指摘数が少ないなど優良な施設について「オンライン監査」と「安全確認監査＊」を併用するなど監査の効率化を図るものとし、方法については「社会福祉法人等指導監査実施要領」で定める。

* 実地による通常監査を実施しない施設については、「オンライン監査」等

に加えて、実地で安全面の項目を確認するための簡易な監査「安全確認監査」を行う。

　　　エ　老人福祉施設については、原則、２箇年に１回実地指導監査を行う。

　　　オ　障害者施設については、原則、２箇年に１回実地指導監査を行う。

(７) 特別監査

　ア　特別監査については実地に行うものとし、法人運営等に重大な問題を有する法人や施設運営において不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する施設を主な対象として随時実施するものとする。

イ 特別監査は、福祉監査課が主となり、関係機関と調整のうえ実施する。

ウ 特別監査の結果、明らかな問題点を発見したときは、理事長並びに施設長その他職員等から聴き取りを行うとともに、原因を究明し、悪質と認められる場合には必要な措置を講じるものとする。また、社会福祉法人に対しては、「社会福祉法人等適正化措置事務処理要領」により必要な措置を講じるものとする。

　　２　法人及び施設の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、上記(１)～(４)の取扱いによらず随時指導監査を実施するものとする。

（指導監査の実施）

第５条 指導監査の実施に当たっては、次のとおりとする。

(１)　事前準備

ア 特別な場合を除き社会福祉法人等に対し、監査の期日、指導監査職員氏名その他必要な事項を事前に通知する。

イ　社会福祉法人等から指導監査に必要な提出資料の提出を求めるほか、関係機関等に対し、必要な事項の照会又は調査を行う。

ウ　指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期するものとする。

エ　指導監査に必要な資料は、あらかじめ整備を行わせることとし、提出資料等については、過重とならないよう配慮して必要なものに限定する。

（２）実　施

ア　指導監査は、２名以上の職員をもって行い、その内１名は、原則として主査級以上の職にある者とする。

イ　指導監査は、提出資料に基づき実施する。

ウ　指導監査の結果、問題点を認めたときは、その発生原因の究明を行わなければならない。

（指導監査の立会い）

第６条 指導監査職員は、指導監査を実施するにあたって責任者及び監事（社会福祉法　　 人のみ）の出席又は立ち会いを求める。

（監査結果の講評）

第７条 指導監査職員は、指導監査終了後、対象法人等の責任者及び監事、関係職員の

出席を求めて講評及び必要な助言又は指示を行う。

（監査結果の通知）

第８条 指導監査の結果については、指導監査終了後原則として１ヶ月以内に文書に

　　 より通知する。

　是正又は改善を要する事項については、文書による指示又は重要な事項については勧告を行い、期限を付して改善報告を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するため確認指導監査を行う。

２ 指導監査の結果については、関係機関にも送付しなければならない。

（指導監査職員の心得）

第９条　 指導監査職員は、指導監査を行うにあたり、常に穏健かつ冷静な行動と指導援助的態度で接することにより、関係者の理解と協力が得られるように努めなければならない。

２ 指導監査職員は、事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にす　　 るとともに、常に公正不偏の態度をもって臨まなければならない。

（指導監査結果）

第10条 毎年度終了後指導監査の結果をまとめ、三重県子ども・福祉部福祉監査課のホームページに掲載し公表する。

　（他機関との連携）

第11条　法人運営と施設又は事業の運営は、相互に密接な関係を有することから、市

が所管する法人の指導監査にあたっては、県・市が十分連携を取りながら指導監査

を実施する。

（指導監査調整会議等）

第12条　この要綱に定める指導監査の円滑な実施及び関係機関との効果的な連携を図るとともに、法人評価の客観的公平性を確保するため、子ども・福祉部内に「指導監査調整会議」（以下「調整会議」という。）を置くとともに、県と市の連携を図るため「県市連絡会議」を設置する。

２　「指導監査調整会議」及び「県市連絡会議」に必要な事項は別に定める。

（実施要領）

第13条 指導監査の実施については、この要綱に定めるもののほか、「社会福祉法人等指導監査実施要領」に定める。

附　　則

１ この要綱は、平成１２年７月１日から施行する。

２ 改正後の要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

３ 改正後の要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

４ 改正後の要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

５ 改正後の要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

６　改正後の要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

７　改正後の要綱は、平成１８年４月３日から施行する。

８　改正後の要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

９　改正後の要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

１０　改正後の要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

　１１ 改正後の要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

１２　改正後の要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

１３　改正後の要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

１４　改正後の要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　１５　改正後の要綱は、平成２９年５月２５日から施行する。

１６　改正後の要綱は、平成３０年４月１８日から施行する。

１７　改正後の要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　１８　改正後の要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別　　　表 （第３条関係）

１　生活保護法 関係 救　　護　　施　　設

２ 老人福祉法 関係 養護老人ホーム

特別養護老人ホーム

軽費老人ホーム

３ 児童福祉法 関係 乳児院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 母子生活支援施設

保育所

児童養護施設

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 障害児入所施設

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 児 童 心 理 治 療 施 設

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　児童自立支援施設

　　　　　　　　　　　　　　　　　児童発達支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 児童家庭支援センター

４　認定こども園法　　関係　　　　　 幼保連携型認定こども園

５　身体障害者福祉法　関係　　　　　 視聴覚障害者情報提供施設

６ 障害者総合支援法 関係 　 障 害 者 支 援 施 設

７　 売春防止法　　　 関係　 　　　 婦　人　保　護　施　設

８　 社会福祉法 関係　　　　　 社　会　福　祉　法　人